

○オタイコ・ヒルズ条例

平成17年2月1日

条例第141号

(設置)

第1条 文化の薫り高い町づくり、うるおいのある町民生活の形成に寄与することを目的として、オタイコ・ヒルズを設置する。

(位置)

第2条 オタイコ・ヒルズの位置は、次のとおりとする。

越前町下河原第37号19番地1

(施設)

第3条 オタイコ・ヒルズに次の施設を置く。

- (1) 野外ステージ
- (2) 太鼓練習館
- (3) レストラン「オタイコ」
- (4) 研修宿泊施設「おた倶楽部」
- (5) 緑の広場

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げるオタイコ・ヒルズの管理に関する業務は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) オタイコ・ヒルズの施設、設備又は備品の維持管理に関すること。
- (3) オタイコ・ヒルズの利用の許可並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受及び減免に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が定める業務

(利用時間)

第5条 オタイコ・ヒルズの利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 オタイコ・ヒルズの休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定

管理者が必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

(施設の利用)

第7条 オタイコ・ヒルズを利用しようとする者(以下「利用者」という。)

は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、オタイコ・ヒルズの利用を拒み、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備又は備品を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オタイコ・ヒルズの管理運営上支障のおそれがあるとき。

(利用料金)

第9条 オタイコ・ヒルズを利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上その他の理由により必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(予約金の徴収)

第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、予約金として、研修宿泊施設を利用する者について、1,000円を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収した予約金は、研修宿泊施設の宿泊料に充当する。

(予約金の返還)

第13条 既納の予約金は、返還しない。ただし、やむを得ない理由に基づくも

ので、指定管理者が返還することを認めたとき及び利用予定日を除く5日までに予約の取消しを申し出たときは、既納の予約金の全部又は一部を返還する。

(原状回復)

第14条 利用者は、オタイコ・ヒルズの利用を終わったとき、又は第8条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 賠償の金額及び方法等は、町長がその都度定めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の織田町オタイコ・ヒルズ設置及び管理に関する条例（平成6年織田町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月24日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月31日条例第17号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

施設名	利用時間	休館日	備考
野外ステージ	午前9時～ 午後10時	毎週月曜日 （国民の祝日 を除く。） 年末年始（1 月28日～ 1月4日）	
緑の広場	〃		
太鼓練習館	〃		
レストラン「オタイコ」	午前9時～ 午後11時30分		
研修宿泊施設「おた倶楽部」	午前9時～ 午後10時		

別表第2（第9条関係）

1 野外ステージ利用料金

時間 区分	利用料金の上限額		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
専用使用平日	520円	1,040円	1,040円
専用使用日曜日及び祝日	1,040円	1,570円	1,570円
照明施設	1回につき 1,040円		
<p>摘要</p> <p>1 各使用区分未満の利用については、これを全時間利用するものとみなす。</p> <p>2 午後5時から午後10時までの利用は、4月1日から10月31日までとする。</p> <p>3 照明の利用は、4月1日から10月31日までとする。</p>			

2 太鼓練習館利用料金

区分	時間	利用料金の上限額		
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
練習場1		2,090円	2,090円	2,090円
練習場2		1,040円	1,040円	1,040円
オーディオ機器		1,040円	1,040円	1,040円
摘要 1 各使用区分未満の利用については、これを全時間利用するものとみなす。 2 冷暖房期間中は、オーディオ機器以外の利用料金に10%加算する。				

3 レストラン「オタイコ」

区分	利用料金の上限額（1回につき）
シャワー室	200円

4 研修宿泊施設「おた倶楽部」

区分		利用料金の上限額		備考
		和室1室につき	浴室	
室料	午前10時から正午まで	1,570円	200円	
	正午から午後5時まで	2,610円	200円	
	午後5時から午後10時まで	3,660円	200円	
宿泊料金	和室・洋室とも 1人1泊 4,190円 ただし、洋室を1人で使用する場合は 5,230円			
摘要 1 各使用区分未満の利用については、これを全時間利用するものとみなす。 2 冷暖房期間中の室料は、利用料金に410円加算する。				